

企画旅行

B 企画旅行補償制度 (募集型・受注型共通)

(国内旅行傷害保険 + 旅行事故対策費用保険 + 旅行特別補償保険 + 全旅協見舞金制度)

1名あたりタイプ		B-2000タイプ	B-3000タイプ	日帰りAタイプ	備考	
会員から旅行者へ 特別補償	低密死亡	1,500万円			旅行者が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を受け、または偶然な事故によって旅行品に損害が生じ、旅行業法の特別補償規程に定められた補償義務が発生した場合に補償金が支払われます。 (注1)入院見舞金および通院見舞金の支払について 旅行者1名について入院日数および通院日数がそれぞれ1日以上になった場合は、次の①②に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもののみが支払われます。 ①その入院日数に対し支払うべき入院見舞金 ②その通院日数(入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。)にその入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、その日数に対し支払うべき通院見舞金 (注2)旅行品損害について 補償の対象となるのは、旅行者が所有し、旅行する身の回り品(補償対象品といえます)です。補償対象品の1個、1組または1対あたりの限度額は100,000円となります(自己負担額1事故につき3,000円)。	
	後遺障害	1,500万円～45万円				
	入院見舞金	入院日数7日未満の傷害を受けた場合 2万円 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けた場合 5万円 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けた場合 10万円 入院日数180日以上の場合 20万円				
	通院見舞金	通院日数3日以上7日未満の傷害を受けた場合 1万円 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けた場合 2万6千円 通院日数90日以上の場合 5万円				
旅行品損害		147,000円				
旅行者へ 実費	国内旅行傷害	傷害死亡	2,000万円	3,000万円	500万円	事故日を含めて180日以内に死亡した場合は支払われます。
		入院日額	8,000円	12,000円	2,500円	事故日を含めて180日間が支払限度となります。
		手術	4~8万円	6~12万円	1.25~2.5万円	(入院中に受けた手術の場合)手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) (外来で受けた手術の場合)手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)
		通院日額	5,000円	7,500円	1,800円	ケガをされ通院した場合で90日が支払限度となります(事故日を含めて180日以内)。
全旅協見舞金制度 見舞金	事故対策	200万円以内	300万円以内	100万円以内	旅行者が事故日を含めて180日以内に傷害で死亡または7日以上入院した場合等に適用。補償額以内の様々な費用の支払いが支払われます。	
	旅行者病気死亡	旅行取扱の会員に対して、10万円(以内)。ただし、1事故の限度額は100万円。			旅行者が旅行参加中に病気で死亡した場合	
	旅行者地震・噴火・津波死亡	旅行取扱の会員に対して、被災死者1名あたり、10万円(以内)。			地震・噴火またはこれらによる激波により、災害発生の日を含めて30日以内に死亡または発見されなかった場合	
	添乗員死亡	旅行取扱の会員に対して、10万円(以内)。ただし、1事故限度額は100万円。 被災者の配偶者および1親等の法定相続人1名に対して10万円(以内)。ただし、1添乗員100万円限度、1事故総額500万円限度。			添乗員が旅行中に偶発的がで死亡した場合	
	特別費用	傷害保険の支払額から3万円を控除した額の10%。ただし見舞金の支払限度額は、1名1事故あたり10万円(以内)。また死亡被災者の数が1事故あたり50名以上になった場合の支払い限度額は500万円。			傷害保険(特別補償金を除く)の支払額が3万円を超えた場合	
	携帯品全損	会員に対して3,000円支払われます。			旅行特別補償保険の旅行品損害保険金が147,000円支払われる場合	
旅行者へ	旅行者病気死亡	被災者の配偶者および1親等の法定相続人1名に対して10万円(以内)。ただし、1事故100万円限度。			旅行者が旅行参加中に病気で死亡した場合	
	旅行者地震・噴火・津波死亡	被災者の配偶者および1親等の法定相続人1名に対して10万円(以内)。ただし、1事故100万円限度。			地震・噴火またはこれらによる激波により、災害発生の日を含めて30日以内に死亡または発見されなかった場合	

※国内旅行傷害については、後遺障害による保険金の支払いはありません。

旅行日程(番号)	旅行日程	掛金 旅行保険 円	内訳 旅行保険 円	掛金 旅行保険 円	内訳 旅行保険 円	掛金 旅行保険 円	内訳 旅行保険 円
①	日帰りA					515	121 30
②	日帰りB	195	165 30	308	278 30	420	390 30
③	1泊2日	205	173 30	317	287 30	431	401 30
④	2泊3日	212	182 30	328	298 30	443	413 30
⑤	3泊4日	218	188 30	334	304 30	451	421 30
⑥	4泊5日	224	212 30	360	330 30	478	448 30
⑦	5泊6日	230	214 30	363	333 30	483	453 30
⑧	6泊7日	235	215 30	366	336 30	487	457 30
⑨	7泊8日	240	252 30	405	375 30	527	497 30
⑩	8泊9日	245	254 30	408	378 30	531	501 30
⑪	9泊10日	250	255 30	411	381 30	536	506 30
⑫	10泊11日	255	257 30	413	383 30	540	510 30
⑬	11泊12日	260	258 30	416	386 30	544	514 30
⑭	12泊13日	265	259 30	419	389 30	549	519 30
⑮	13泊14日	270	261 30	422	392 30	553	523 30
⑯	14泊15日	275	346 30	509	479 30	641	611 30

※日帰りAは、一旅行30名以上の場合のみ利用できます。(日帰りAでもスキー・スノーボードの申込可です。)

ご確認ください

重要!

極めて重要です

下表の人数を超える場合は、必ず出発の10日前までに(株)旅行ビジネスサポートまでご連絡ください。

加入タイプ	申込人数
B-1000	850人
B-2000	600人
B-3000	470人
日帰りA	1,070人



旅行者全員に対して同一タイプでご加入ください。(一部の旅行者のみを対象とした加入はできません。)

旅行日程	追加保険料(1名あたり)	補償内容
旅行日程	100万円 300万円 500万円	旅行者が信託している航空機や船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合、旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故により旅行者の生死が確認できない場合または暴風や強風、救助活動を受ける状態となったことが警察の公的機関により確認された場合などにおいて、被災者の捜索や救助に必要な費用、遺体に向かう被災者の経路の交通費・滞在費、被災者の移送費用などが支払われます。
救護者費用(保険)	1泊2日まで 34円 3泊4日まで 40円 6泊7日まで 47円 13泊14日まで 60円 14泊15日まで 93円	102円 170円 120円 200円 141円 235円 180円 300円 279円 465円
賠償責任(保険)	1泊2日まで 38円 3泊4日まで 45円 6泊7日まで 50円 13泊14日まで 66円 14泊15日まで 107円	旅行者旅行参加中に誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったときなど、相手方に支払わなくてはならない補償金や万が一訴訟になった場合の弁護士費用等が保険金として、支払われます。1事故につき2,000万円限度(自己負担額なし) 示談交渉サービス付(国内で発生した事故のみ)